第１号様式（第４条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県こども・子育て支援推進事業者（かながわ子育て応援団）認証申請書

年　　月　　日

　　　神奈川県知事　殿

　住~~所　法人にあっては、主たる事務所の所在地、氏　　名　名称及び代表者の氏名~~印

事業者名

代表者役職・氏名

　　神奈川県こども目線の施策推進条例第29条第１項の規定による基準に適合するものである旨の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

　　なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

１．申請区分

|  |  |
| --- | --- |
| □新規 | □更新（認証番号　第　　　号） |

２．事業者概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 県内にある本社又は 事務所の所在地 | 〒 | | | |
| 業　種  該当するもの  １つをチェック  してください。 | □農業・林業 | | □漁業 | □鉱業、採石業、砂利採取業 |
| □建設業 | | □製造業 | □電気・ガス・熱供給・水道業 |
| □情報通信業 | | □運輸業、郵便業 | □卸売業、小売業 |
| □金融業、保険業 | | □不動産業、物品賃貸業 | □学術研究、専門・技術サービス業 |
| □宿泊業、飲食サービス業 | | □生活関連サービス業、娯楽業 | □教育、学習支援業 |
| □医療、福祉 | | □複合サービス事業 | □サービス業(他に分類されないもの) |
| □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 主な事業内容 |  | | | |
| 常時雇用する  労働者数 | 名（うち男性　　　　　名、女性　　　　　名） | | | |
| ホームページ | □有（アドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | | | |
| □無 | | | |
| 記載担当者 | 所属部署名 |  | | |
| 職・氏名 |  | | |
| 電話番号 |  | | |
| ＦＡＸ番号 |  | | |
| Ｅ‐mail |  | | |
| （１枚目／２枚） | | | | |

３．認証基準に係る事項

申請内容を確認の上、チェック欄の□にチェックを入れてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認証基準 | | 添付書類 | ﾁｪｯｸ欄 |
| 次世代育成支援対策推進に基づく一般事業主行動計画 | （１）次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、事業主が適切に策定し、公表を行っているか。 | ○労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届（受付印のあるもの）の写し  ○一般事業主行動計画（本文）の写し  〇公表状況が確認できる資料 | □ |
| （２）都道府県労働局長に対して届け出済みか。 | □ |
| （３）一般事業主行動計画の計画期間は２年以上５年以下となっているか。 | □ |
| 育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置の就業規則等への規定 | （４）育児休業に関する事項が規定されているか。 | ○就業規則又は労働協約の表紙及び該当箇所の写し  （該当箇所が分かるようにしたもの） | □ |
| （５）子の看護休暇に関する事項が規定されているか。 | □ |
| （６）所定外労働時間の制限に関する事項が規定されているか。 | □ |
| （７）時間外労働の制限に関する事項が規定されているか。 | □ |
| （８）深夜業の制限に関する事項が規定されているか。 | □ |
| （９）所定労働時間の短縮等の措置に関する事項が規定されているか。 | □ |
| 両立支援推進者の選任 | （10）育児介護休業法第29条の規定に基づき、事業主が適切に選任しているか(役職、氏名明記)。 | ○所管労働局（本社所在地の労働局）への職業家庭両立推進者の選任届（受付印のあるもの）の写し | □ |
| （11）都道府県労働局長に対して届け出済みか。 | □ |
| （11）過去３年間において関係法令（次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、労働基準法等）に違反する重大な事実がない。 | | 〇誓約書 | □ |

４．その他

|  |
| --- |
| 上記２及び３に関する補足のほか、子ども・子育て支援に関して、育児・介護休業法の基準を超えた独自の取組みがあれば記載してください。 |

（２枚目／２枚）

|  |
| --- |
| **◆認証基準について、以下の内容を満たしているか確認してください。**  （育児休業に関する事項）   * 原則である、１歳未満の子どもを養育するための育児休業が措置されているか（育児介護休業法(以下｢法｣という）第５条第１項、第９条）。 * 父母がともに育児休業を取得する場合の、休業期間の延長(１歳２カ月まで延長)が措置されているか(パパママ育休プラス（法第９条の６第１項））。 * １歳から１歳６カ月に達するまでの子どもが保育所入所待ちとなっている等、特別事情ある場合の１歳６カ月までの休業期間の延長が措置されているか（法第５条第３項）。 * １歳６カ月から２歳に達するまでの子どもが保育所入所待ちとなっている等、特別事情ある場合の２歳までの休業期間の延長が措置されているか（法第５条第４項）。 * 有期契約者がいる場合について、法の定める条件の者に育児休業を措置しているか（法第５条第１項）。 * 育児休業を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外しているか(法第６条第１項)。 * 出生時育児休業ができる場合について、法の定める条件の者に措置しているか。また、出生時育児休業を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外しているか(法第９条の２)。   （子の看護等休暇に関する事項）   * 小学校３年生修了までの子を養育する場合に、子が1人の場合は５日、２人以上の場合は10日の看護休暇を措置し、時間単位で取得可能としているか(法第16条の２)。 * 看護休暇の取得理由について、病気・けが、予防接種・健康診断に加え、感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式を対象としているか（法第16条の２）   （所定外労働時間の制限に関する事項）   * 小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合に、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間の制限を措置しているか（法第16条の８）。   （時間外労働の制限に関する事項）   * 小学校就学前の子を養育する場合に、申し出による時間外労働の制限(１月につき24時間、１年につき150時間の範囲内）を措置しているか(法第17条）。   （深夜業の制限に関する事項）   * 小学校就学前の子を養育する場合に、申し出による深夜業の制限(午後10時から午前５時までの間労働させない)を措置しているか(法第19条）。   （所定労働時間の短縮等の措置に関する事項）   * ３歳未満の子を養育する場合に、申し出により１日の所定労働時間を原則として６時間とする措置を定めているか（法第23条第１項）。 * 育児短時間勤務措置を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外しているか(法第23条第１項)。 |